岩手県告示第264号

いわて県民情報交流センター条例(平成17年岩手県条例第53号)第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額(附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)

表1 施設の利用料金

1 ホール

	利用料金						
マ 公	9 時から	13時から	17時30分	9 時から	13時から	9時から	
	区分			から21時		21時30分	21時30分
			17時まで	30分まで	17時まで	まで	まで
	土曜日及び休日	円	円	円	円	円	円
入場料を徴収しない場合	工作的人	14, 010	23, 720	29, 110	39, 880	56, 060	68, 990
	その他の日	10, 780	19, 410	23, 720	33, 420	46, 360	58, 210
1,000円未満の入場料を徴収	土曜日及び休日	20, 480	33, 420	42, 040	56, 060	78, 700	98, 090
する場合	その他の日	16, 160	28, 030	34, 490	47, 440	65, 750	80, 850
1,000円以上3,000円未満の入	土曜日及び休日	26, 950	43, 110	54, 980	73, 310	101, 340	126, 120
場料を徴収する場合	その他の日	21, 560	35, 570	45, 280	60, 370	85, 160	105, 650
3,000円以上5,000円未満の入	土曜日及び休日	35, 570	58, 210	73, 310	98, 090	135, 830	169, 250
場料を徴収する場合	その他の日	29, 110	48, 510	60, 370	80, 850	113, 190	140, 140
5,000円以上の入場料を徴収	土曜日及び休日	45, 280	73, 310	91, 630	122, 890	170, 320	211, 280
する場合	その他の日	36, 650	60, 370	75, 460	101, 340	142, 300	175, 710

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
 - 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
 - 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日 まで並びに1月2日及び3日をいう。
 - 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
 - 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
 - 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

F A	利用料金						
区分	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から	

		12時まで	17時まで	から21時	17時まで	21時30分	21時30分
				30分まで		まで	まで
	7.担料な海巾1.おい担合	円	円	円	円	円	円
n-4.	入場料を徴収しない場合	970	1, 400	2,050	2, 370	3, 450	4, 740
展示室 1	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1, 510	2, 160	3, 010	3,660	5, 280	7, 110
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2, 050	2, 910	4, 100	4, 960	7, 110	9, 490
	入場料を徴収しない場合	2, 260	3, 340	4, 630	5, 610	7, 970	10, 570
展示室 2	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3, 450	4, 960	6, 890	8, 410	11, 850	15, 850
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4, 630	6, 690	9, 270	11, 320	15, 950	21, 340
	入場料を徴収しない場合	2, 910	4, 210	5, 930	7, 110	10, 140	13, 580
展示室3	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4, 310	6, 470	8,840	10, 780	15, 310	20, 370
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5, 930	8, 620	11,850	14, 550	20, 480	27, 270
会議室501		6, 780	9, 160	12, 920	16, 480	22, 100	28, 880
会議室601		970	1, 400	1,940	2, 580	3, 340	4, 530
会議室602		2, 700	3, 560	5, 180	6, 580	8, 740	11, 640
会議室603		860	1,080	1,620	2, 160	2,800	3, 880
会議室604		860	1,080	1,620	2, 160	2,800	3, 880
会議室605		1, 300	1,620	2, 370	3, 010	3, 990	5, 390
和室606		650	860	1, 300	1, 510	2, 160	2,800
和室607		650	860	1, 300	1,510	2, 160	2, 800
和室608		650	860	1, 300	1,510	2, 160	2, 800
調理実習室		6, 890	9, 370	9, 380	11, 940		20, 620
世代間交流		11, 750	15, 740	15, 750	19, 870	26, 470	34, 710
スタジオ・		860	1, 300	1,730	2, 260	•	3, 990
練習スタジ	· 才	860	1, 300	1, 730	2, 260	3, 010	3, 990
会議室701		3, 340	4, 530	6, 260	8, 090	10, 780	14, 230
会議室702		3, 340	4, 530	6, 260	8, 090	10, 780	14, 230
会議室703		3, 340	4, 530	6, 260	8,090	10, 780	14, 230
シャワー室	7704	430	650	650	1, 400		2, 160
シャワー室		430	650	650	1, 400	1, 400	2, 160
シャワー室		430	650	650	1, 400	1, 400	2, 160
リハーサル室		3, 340	4, 530	6, 260	8, 090	10, 780	14, 230
ミーティングルーム707		1, 300	1, 730	2, 580	3, 230	4, 310	5, 820
ミーティングルーム708		750	970	1, 400	1, 940	2, 370	3, 340
控室709		650	750	970	1,510	1, 730	2, 700
控室710		2, 260	3, 010	3, 660	5, 490	6, 690	9, 810
控室711		1, 510	2, 050	2, 370	3, 560	4, 420	6, 470
控室712		750	970	1, 300	1, 940		3, 340
控室713		750	970	1, 300	1, 940	2, 260	3, 340
会議室801	(At.DI)	4, 960	6, 690	9, 370	12, 070		21, 020

会議室802	3, 340	4, 530	6, 260	8, 090	10, 780	14, 230
会議室803	11, 420	15, 310	21, 450	27, 600	36, 760	48, 190
会議室804	19, 720	26, 300	36, 960	47, 540	63, 280	83,000
会議室805	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
会議室806	1, 510	2, 050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
会議室807	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
会議室808	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
会議室809(和室)	2, 050	2, 700	3, 880	4, 850	6, 580	8,620
研修室810	3, 340	4, 530	6, 260	8, 090	10, 780	14, 230
研修室811	3, 340	4, 530	6, 260	8,090	10, 780	14, 230
研修室812	11, 420	15, 310	21, 450	27, 600	36, 760	48, 190
研修室813	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
研修室814	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
研修室815	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
研修室816	1, 510	2,050	2, 910	3, 880	4, 960	6, 690
研修室817	2, 050	2, 700	3, 880	4, 850	6, 580	8, 620
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
 - 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
 - 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあっては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあってはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
 - 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
 - 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表 2 附属の設備の利用料金

	区分				利用料金 (1回につき)
附属のホール設備	÷1.		第1スポットライト	1式	円 2,780
		第2スポットライト	1式	3, 570	
			第3スポットライト	1式	3, 570

	第4スポットライト	1式	3, 570
	第5スポットライト	1式	3, 760
	第6スポットライト	1式	1, 590
	第7スポットライト	1式	1, 210
	第8スポットライト	1式	1, 210
	カラーフィルター	1式	200
	クセノンフォロースポットライト	1式	1, 260
	プロジェクタースポットライト	1式	220
	ディスクマシーン	1式	370
	スライドキャリアマスク	1式	120
	ダブルマシン	1式	220
	リニアエフェクト	1式	300
	パターンアダプター	1式	40
	ミラーボール (丸変速型)	1式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1式	140
	波エフェクト	1個	70
	ステージスポットライト (1 k w)	1個	230
	ステージスポットライト (0.5kw)	1個	200
	エリプソイダルスポット	1式	60
	ストリップライト	1台	90
	スモークマシーン	1式	220
	高輝度プロジェクター	1台	14, 400
映像設備	書画カメラ	1台	840
	移動型液晶プロジェクター	1台	3, 16
	水引幕	1枚	610
	源氏幕	1対	380
	引割幕	1対	1, 960
	袖幕	1枚	420
	一文字幕 (高さ4,550mm)	1対	910
	一文字幕(高さ3, 200mm)	1枚	650
	バック幕	1対	1, 79
舞台設備		1対	680
	平台	1台	16
	第足	1 個	1
	箱階段	1台	240
	電動昇降式演台	1台	1, 11
	花台	1台	20
	司会者台	1式	910
	金びょうぶ	1双	2,540

		白びょうぶ	1双	2, 540
		旗パネル	1枚	280
		地 絣 (幅18, 000mm)	1枚	1, 070
		地 絣 (幅6, 000mm)	1枚	220
		展示パネル	1式	1, 150
		ホワイトボード	1台	60
		プログラムスタンド	1台	130
		パンチカーペット	1巻	270
		仮設ステージ	1式	940
		ミーティングチェア	1 脚	20
		ピアノ	1台	14, 630
		指揮者台	1台	150
		指揮者用譜面台	1台	70
		譜面台	1台	70
	その他の設備	同時通訳装置	1式	17, 750
	その他の政備	国際会議用テーブル	1式	14, 090
	展示室	展示台 (高さ850mm)	1台	140
		展示台(高さ900mm)	1台	270
		展示台(高さ1,050mm)	1台	330
		展示台(高さ1,200mm)	1台	360
		簡易式展示パネル (3連)	1台	330
		簡易式展示パネル(4連)	1台	430
		簡易式展示パネル (5連)	1台	530
		昇降式自立パネル	1台	770
		床面照明器具	1台	30
		スポットライト	1台	20
da a Ni		可動カウンター	1台	80
ホール以外の施設		椅子	1 脚	20
外加設		ドラムセット	1式	730
		ギターアンプセット	1式	740
		ベースアンプセット	1式	640
		電子ピアノ	1台	310
		シンセサイザー	1台	260
	スタジオ・調整室	譜面台	1台	10
		丸椅子(楽器演奏用)	1 脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	950
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	120

	マイクスタンド (ブーム式)	1台	50
	マイクスタンド	1台	50
	ステレオヘッドホン	1台	30
リハーサル室	ピアノ	1台	5, 420
	固定型プロジェクター	1台	1, 220
会議室801(特別) 放送設備	1式	1,070
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
△ =¥ = 000	固定型プロジェクター	1台	1, 220
会議室803	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
会議室804	固定型プロジェクター	1台	6, 290
TII let to 10	固定型プロジェクター	1台	1, 220
研修室812	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
	簡易スピーカーシステム	1台	230
	放送設備	1式	1,460
	コンパクトディスク・ミニディスクラジオ	1 4	120
	カセットテープレコーダー	1台	130
	発光ダイオードスポットライト	1台	300
	ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1台	70
	スクリーン	1台	150
	パイプ組立式スクリーン	1式	550
	移動型プロジェクター1	1台	700
ホール・ホール以外の施言	移動型プロジェクター2	1台	360
通	書画カメラ1	1台	490
Ш	書画カメラ2	1台	280
	プロジェクター・書画カメラ台	1台	170
	ノートパソコン	1台	420
	茶道具	1式	670
	展示パネル	1枚	120
	金びょうぶ	1双	750
	リノリュウム	1枚	80
	折り畳みテーブル	1台	20
	スタッキングテーブル	1台	90
	ステージ	1台	610
 気料		1 k wまでごとに	160

- 備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとする。
 - 2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。